

総務省行政相談センター

まぐみみ 栃木

令和元年台風第19号災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風第19号災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

栃木行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問い合わせや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090-110

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：栃木県宇都宮市桜 5-1-13

栃木行政監視行政相談センター きくみみ栃木

- **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- **FAX**による相談受付

028-637-4809



まぐみみ 栃木



総務省行政相談センター

総務省 栃木行政監視行政相談センター

〒320-0043

宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎（3階）

電話：028-634-4680

FAX：028-637-4809

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年11月19日時点の情報で作成しております。各機関等で支援策等については、随時、追加、変更してまいります。最新の情報は、栃木行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和元年台風第19号災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/tochigi.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。今回の令和元年台風第19号災害においては、栃木県内の以下の21市町が適用を受けています(令和元年10月23日現在)。

宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 那須烏山市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 下野市 小山市 河内郡上三川町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 下都賀郡壬生町 塩谷郡塩谷町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町

- 3 前回から更新した箇所については下線を付しています。

【特定非常災害の指定】

令和元年台風第19号災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

運転免許のような許認可等について存続期間(有効期間)が最長で令和2年3月31日(火)まで延長されます。

令和元年10月10日(木)以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められます。告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、下記の総務省特設ページ

(http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanren_joho/hisai.html)等でお知らせします。



総務省特設ページ

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 9)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 10)
- 5 被災者生活再建支援法に基づく支援金について (P. 11)



お金のこと

- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 12)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 12)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 12)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 13)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 13)
- 11 雇用保険失業給付の支給等 (P. 14)



役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 15)
- 13 県税の特別措置 (P. 16)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 17)
- 15 公共料金の減免措置 (P. 17)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 18)
- 17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 19)
- 18 運転免許証を紛失した場合 (P. 19)
- 19 自動車検査証の有効期限の延長 (P. 20)



民間の手続きのこと

- 20 生命保険の契約内容 (P. 21)
- 21 金融機関等との取引に関する相談 (P. 21)
- 22 法律相談等の窓口 (P. 22)



教育のこと

- 23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 23)



事業者の方へ

- 24 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 24)
- 25 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 25)



そのほかの情報

- 26 災害ボランティア (P. 26)
- 27 ペット動物に関する相談窓口 (P. 27)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。店舗、農業関係につきましては、直接市町へお問い合わせください。

市町	問合せ先	電話番号
宇都宮市	資産税課	028-632-2250 028-632-2257
足利市	収税課	0284-20-2124
栃木市	資産税課土地係・家屋償却係	0282-21-2271
佐野市	市民課	0283-20-3019
	田沼行政センター	0283-61-1124
	葛生行政センター	0283-86-4713
鹿沼市	財務部税務課資産税係	0289-63-2113 0289-63-2161
日光市	日光市役所本庁舎 1階市民課市民係	0288-21-5111
	日光行政センター1階市民サービス係	0288-54-1116
	藤原行政センター1階市民サービス係	0288-76-4104
	足尾行政センター1階市民サービス係	0288-93-3112
	栗山行政センター1階市民サービス係	0288-97-1114
小山市	資産税課	0285-22-9475 0285-22-9448
矢板市	放射能汚染対策課	0287-43-1114
那須塩原市	総務部総務課危機対策・放射能対策室	0287-62-7150
さくら市	総務課危機管理係	028-681-1111
那須烏山市	税務課資産税グループ	0287-83-1114
下野市	総務人事課	0285-32-6065
上三川町	住民課 総合窓口係	0285-56-9125
壬生町	税務課資産税係	0282-81-1818
塩谷町	総務課	0287-45-1111

高根沢町	地域安全課	028-675-8110
那須町	税務課 資産税係	0287-72-6905
那珂川町	税務課	0287-92-1120

(注) 建物被害が大きい市町を中心に記載しています。

※ 市町によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として『被災証明書の発行』を行うことがありますので、市町の窓口へお問い合わせください。

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等の提供をしています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	問合せ
栃木県	<p>提供戸数: 163戸 (11月11日(月)現在) (宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市、さくら市、高根沢町に存する県営住宅の一部)</p> <p>対象者 : 標記災害の被災者のうち「り災証明書」が交付された方 使用期間: 原則6か月まで 使用料 : 無償(ただし、共益費、光熱水費、火災保険料は、自己負担)</p> <p>受付期間: 令和元(2019)年10月16日(水)から受付中 必要書類: り災証明書、身分証明書(運転免許証等)、印鑑など 問合せ先: 県土整備部住宅課 028-623-2486</p>
宇都宮市	<p>募集住宅: 64戸(10月25日(金)現在)</p> <p>対象者 : <u>1. このたびの自然災害発生時において、宇都宮市に住民登録があり、現に居住していた方</u> <u>2. 自然災害によって現に居住していた住宅が滅失し、または使用不能となり、住宅に困窮することとなった方</u> <u>3. 上記2により、官公庁の発行するり災証明書を提出できる方</u></p> <p>入居期間: 6ヶ月以内 使用料 : 免除(ただし光熱費・共益費・駐車場使用料などの支払は必要です。)</p> <p>必要書類: 申請書 住民票(世帯全員、本籍・続柄記載のもの) 身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等) り災証明書 誓約書 問合せ先: 住宅課 028-632-2555</p>

<p>足利市</p>	<p><u>住宅が浸水等の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方を対象に、緊急的に市営住宅の入居を受け付けており、入居者には最長で1年間、家賃を減免します。自治会長を通じてお申し込みください。</u></p> <p><u>必要な書類等： り災証明書の写し、家族全員の住民票、家族全員の健康保険証、所得証明書(高校生以上の方)、車検証の写し</u></p> <p><u>問い合わせ先： 建築住宅課 0284-20-2198(本庁舎6階)</u></p>										
<p>佐野市</p>	<p>提供戸数： 144戸(10月28日(月)現在)</p> <p>対象者： 佐野市にお住まいの方で、当該災害により住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方(佐野市の発行するり災証明書で、全壊、大規模半壊、半壊とされた方)</p> <p>提供期間： 3か月まで(最長6か月まで延長可)</p> <p>使用料： 無償(光熱水費、共益費等は自己負担) ※電気・水道・ガス等の利用については各自でお手続きください。 ※移転費用は各自負担となります。</p> <p>受付開始： 令和元年10月17日(木)から ※申し込みが提供戸数を超えた場合、他自治体の住戸のご紹介となる可能性があります。</p> <p>受付場所： 佐野市役所5階建築住宅課住宅政策係</p> <p>受付時間： 平日は午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日は、午前9時から午後4時まで</p> <p>提出書類： 市営住宅一時使用許可申請書・誓約書 り災証明書(後日提出も可能です。ご相談ください) 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等) 印鑑</p> <p>問合せ先： 建築住宅課住宅政策係 電話0283-20-3103</p>										
<p>鹿沼市</p>	<p>対象者： 居住用家屋が被害を受け、住居に困っている方</p> <p>使用期間： 原則3か月、最大12か月以内</p> <p>問合せ先： 都市建設部建築課 0289-63-2217</p>										
<p>日光市</p>	<p><u>令和元年台風第19号により居住用住宅に被害を受けた方に、市営住宅を提供します。(10月31日現在)</u></p> <p><u>対象者：床上浸水などにより、居住用住宅が被害を受け、住宅に困っている方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住期間は、原則3カ月以内です。詳しくはお問い合わせください。 ・藤原地域は空き住戸がないため、提供できません。 <p><u>手続きに必要なもの：印鑑、り災証明書(写し可)</u></p> <p><u>問い合わせ先：</u></p> <table border="0"> <tr> <td>建設部建築住宅課住宅管理係(今市地域)</td> <td>電話番号:0288-21-5164</td> </tr> <tr> <td>日光行政センター産業建設係</td> <td>電話番号:0288-54-1114</td> </tr> <tr> <td>藤原行政センター産業建設係</td> <td>電話番号:0288-76-4107</td> </tr> <tr> <td>足尾行政センター産業建設係</td> <td>電話番号:0288-93-3117</td> </tr> <tr> <td>栗山行政センター産業建設係</td> <td>電話番号:0288-97-1133</td> </tr> </table>	建設部建築住宅課住宅管理係(今市地域)	電話番号:0288-21-5164	日光行政センター産業建設係	電話番号:0288-54-1114	藤原行政センター産業建設係	電話番号:0288-76-4107	足尾行政センター産業建設係	電話番号:0288-93-3117	栗山行政センター産業建設係	電話番号:0288-97-1133
建設部建築住宅課住宅管理係(今市地域)	電話番号:0288-21-5164										
日光行政センター産業建設係	電話番号:0288-54-1114										
藤原行政センター産業建設係	電話番号:0288-76-4107										
足尾行政センター産業建設係	電話番号:0288-93-3117										
栗山行政センター産業建設係	電話番号:0288-97-1133										

<p>大田原市</p>	<p>【対象】 <u>災害により住宅に困窮する方</u></p> <p>【制度】 <u>一時的に市営住宅等に入居する</u></p> <p>必要書類等：<u>公有財産使用許可申請書、誓約書、罹災証明書</u> 問合せ先：<u>建築住宅課住宅係 0287-23-8724</u></p>
<p>小山市</p>	<p><u>台風19号により被災された方を対象に市営住宅の一時入居募集をします。</u> <u>建築課(小山市役所 別館1階) Tel 0285-22-9212</u></p>

◆ 栃木県では、台風第19号による住家被害を受けられた方に対し、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を供与することといたしました。

<p>栃木県</p>	<p><u>対象者:次の各号いずれにも該当する方</u></p> <p>(1) <u>被災時において、令和元年台風第19号により災害救助法の適用を受けた、県内21市町に居住していた方</u></p> <p>(2) <u>次の要件いずれかに該当する方</u></p> <p>ア <u>住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方</u></p> <p>イ <u>「半壊」(「大規模半壊」を含む。)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</u></p> <p>ウ <u>二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方</u></p> <p>(3) <u>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方</u></p> <p>(4) <u>災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</u></p> <p><u>対象となる賃貸住宅:</u></p> <p>(1) <u>対象物件</u> <u>県内の民間賃貸住宅(アパート、貸家等)</u></p> <p>(2) <u>契約形態</u> <u>賃貸借契約は、貸主・県(借主)の二者による定期建物質貸借契約とし、県は借りた物件を被災された方(入居者)に提供します。</u></p> <p>(3) <u>費用負担等</u> <u>・栃木県が負担する費用…家賃(駐車場1台分含む。)、損害保険料、入居時鍵等交換費用、退去修繕負担金、共益費(又は管理費)、仲介手数料</u></p>
------------	---

・入居者が負担する費用…光熱水費、2台目以上の駐車場料金等

(4) 供与期間

入居時から2年以内となります。なお、期間の延長や住み替えはできません。

—

入居申込:

栃木県災害対策本部 賃貸型応急住宅担当(TEL 028-623-2488)

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が一部損壊（準半壊）または半壊もしくは大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 1世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は30万円）が限度額です。
※ 令和元年10月23日付けの内閣府告示の改正により、一部損壊（準半壊）の場合も支援対象となりました。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ① 大規模半壊または半壊もしくは一部損壊（準半壊）の被害を受けていること（罹災証明書などで確認）
 - ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しないこと
 - ③ 公営住宅の無償提供（一時的な避難を除く。）や応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）の提供を受けないこと
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください（10月23日現在）。

市町	問合せ先	電話番号
宇都宮市	建築保全課	028-632-2543
足利市	建築住宅課	0284-20-2198
栃木市	住宅課	0282-21-2451
	危機管理課	0282-21-2551
佐野市	建築住宅課	0283-20-3103
鹿沼市	建築課	0289-63-2217
日光市	建築住宅課	0288-21-5164
小山市	建築課	0285-22-9214
大田原市	建築住宅課	0287-23-8724
矢板市	建設課	0287-43-6212
那須塩原市	都市整備課	0287-62-7160
さくら市	都市整備課	028-681-1120
那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118
下野市	都市計画課	0285-32-8909
上三川町	建築課	0285-56-9145
茂木町	建設課	0285-63-5621
市貝町	総務課	0285-68-1111

壬生町	建設課	0282-81-1849
塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
高根沢町	都市整備課	028-675-8107
那須町	ふるさと定住課	0287-72-6955
那珂川町	総務課	0287-92-1111

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100(IP電話からの場合は、03-3556-5147。平日10時から17時まで 対応)にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。不審な勧誘や電話を受けた場合や、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン：188(市外局番なしの3桁番号)
- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100

5 被災者生活再建支援法に基づく支援金について

◆ 被災者生活再建支援法が適用された市町において、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が「半壊又は、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」した世帯、③「災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続」している世帯、④住宅が「半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難」な世帯（大規模半壊世帯）においては、生活再建のための支援金が支給されます。

◆ 支援金の種類及び支給金額は以下のとおりです。

①基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支払われる支援金

住宅の被害程度	全壊 (①に該当)	解体 (②に該当)	長期避難 (③に該当)	大規模半壊 (④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②加算支援金：住宅の再建方法に応じて支払われる支援金

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※基礎支援金及び加算支援金ともに世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の額となります。

◆ 栃木県内においては、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市及び茂木町では住宅に多数の被害が生じたため、同法の適用対象となりました。申請については、各市町の窓口へお問合せください。

◆ 上記の対象とならない市町で被災した世帯においては、栃木県被災者生活再建支援制度の対象となる場合があります。申請については、国の制度と同様に各市町の窓口へお問合せください。



お金のこと

6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町が独自に見舞金を支給する場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。



9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。

詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

1 1 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 台風により栃木県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、退職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
宇都宮公共職業安定所	028(638)0369	宇都宮市・上三川町・高根沢町
那須烏山出張所	0287(82)2213	那須烏山市・那珂川町
鹿沼公共職業安定所	0289(62)5125	鹿沼市
栃木公共職業安定所	0282(22)4135	栃木市・壬生町
佐野公共職業安定所	0283(22)6260	佐野市
足利公共職業安定所	0284(41)3178	足利市
真岡公共職業安定所	0285(82)8655	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
矢板公共職業安定所	0287(43)0121	矢板市・さくら市・塩谷町
大田原公共職業安定所	0287(22)2268	大田原市・那須塩原市のうち旧西那須野町全域及び旧塩原町全域
小山公共職業安定所	0285(22)1524	小山市・下野市・野木町
日光公共職業安定所	0288(22)0353	日光市
黒磯公共職業安定所	0287(62)0144	那須塩原市のうち旧黒磯市全域・那須町



役所の手続きのこと

1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
足利	0284-41-3151	足利市
氏家	028-682-3311	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡 那須郡のうち那珂川町
宇都宮	028-621-2151	宇都宮市 河内郡
大田原	0287-22-3115	大田原市 那須塩原市 那須郡のうち那須町
鹿沼	0289-64-2151	鹿沼市 日光市
佐野	0283-22-4366	佐野市
栃木	0282-22-0885	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡
真岡	0285-82-2115	真岡市 芳賀郡



1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
宇都宮県税事務所	028-626-3003	宇都宮市、上三川町
鹿沼県税事務所	0289-62-6203	鹿沼市、日光市
真岡県税事務所	0285-82-2135	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木県税事務所	0282-23-3411	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板県税事務所	0287-43-2171	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
大田原県税事務所	0287-23-4171	大田原市、那須塩原市、那須町
安足県税事務所	0283-23-1411	足利市、佐野市
自動車税事務所	028-658-5521	(自動車取得税、自動車税について)
県税務課	028-623-2101	栃木県



1 4 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

1 5 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。
- ◆ N H K では、災害救助法が適用された 区域内において、半壊焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、令和元年10月から11月までの2か月分の受信料が免除になります。
詳しくは、N H K（0570-077-077（午前9時～午後8時）、ご利用になれない場合は050-3786-5003（有料））までお問い合わせください。



役所の手続きのこと

16 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所(国民年金課等)[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	国民年金の管轄区域
今市年金事務所	0288-88-0082	日光市 塩谷郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)
宇都宮西年金事務所	028-622-4281	宇都宮市 鹿沼市 河内郡
宇都宮東年金事務所	028-683-3211	真岡市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 塩谷郡のうち高根沢町 那須郡のうち那珂川町
大田原年金事務所	0287-22-6311	大田原市 矢板市 那須塩原市那須郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)
栃木年金事務所	0282-22-4131	栃木市 足利市 佐野市 小山市 下野市 下都賀郡



1 7 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（権利証（登記済証・登記識別情報通知証））を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、宇都宮地方法務局までお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
宇都宮地方法務局 （不動産登記部門）	028-623-0916	宇都宮市 さくら市 鹿沼市 那須烏山市 河内郡(上三川町) 塩谷郡(高根沢町)
日光支局	0288-21-0309	日光市 塩谷郡（塩谷町）
真岡支局	0285-82-2279	真岡市 芳賀郡（益子町，茂木町，芳賀町，市貝町）
大田原支局	0287-23-1155	大田原市，矢板市，那須塩原市， 那須郡（那須町・那珂川町）
栃木支局	0282-22-1068	栃木市 下都賀郡（壬生町）
足利支局	0284-42-8101	足利市，佐野市
小山出張所	0285-22-0361	小山市 下野市 下都賀郡（野木町）

1 8 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、栃木県運転免許センター（0289-76-0110）にお問い合わせください。



19 自動車検査証の有効期間の延長

- ◆ 関東運輸局では、令和元年台風第19号災害で被災した茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部の地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が10月15日（火）から12月15日（日）までの車両について、12月16日（月）まで自動車検査証の有効期間を伸長します。
- ◆ 詳しくは、栃木運輸支局または佐野自動車検査登録事務所までお問い合わせください。

名称	電話番号
栃木運輸支局 (宇都宮ナンバー・那須ナンバー)	050-5540-2019
佐野自動車検査登録事務所 (とちぎナンバー)	050-5540-2020



民間の手続きのこと

20 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001-731
 - ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552-950

21 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融サービス利用者相談室では、令和元年台風第15号及び第19号被災者の皆様からの、各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるための無料相談を開始いたしました。

令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電話：0120-156811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

※平日10時00分～17時00分

FAX：03-3506-6699

メール：saigai@fsa.go.jp

文書受付：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10時00分～17時00分の間に、お電話をお返し致します。

2 2 法律相談等の窓口

◆ 栃木県弁護士会では、令和元年台風19号による被害に関する法律相談に対応するため、下記のとおり、弁護士による無料法律相談を実施しています。

1 電話相談

開催期間 2019年11月6日(水)～同年12月27日(金)

(期間を延長する場合もございます)

開催日時 平日(火曜日～金曜日) 13:00～16:00

電話番号 028-614-3550

2 面談相談

・栃木県弁護士会館(平日 月～金 13:30～17:00 予約制)

・栃木商工会議所(毎月第3土曜日 10:00～12:00 予約制)

・小山市立生涯学習センター(毎月第1土曜日 10:00～12:00 予約制)

・大田原商工会議所(毎月第2金曜日 13:30～17:00 予約制)

・通二丁目奉公会館(毎週土曜日 9:00～12:00 先着12名)

3 お問合せ

栃木県弁護士会 TEL: 028-689-9001

予約受付 10:30～12:00、13:00～16:30(※足利を除く)

◆ 法テラスでは、災害救助法が適用された市町村(特別区を含む)に令和元年10月10日(災害発生日)に自宅や営業所などがあった方(法人を除く)に対し、無料法律相談(生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について)を開催しています。詳しくはお近くの法テラスにお問い合わせください。

なお、法テラスでは被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。

(平日: 9～21時、土曜日: 9～17時、日曜祝日・年末年始休業 TEL: 0120-078309(おなやみレスキュー))



教育のこと

23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込みください。
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。



事業者の方へ

24 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

宇都宮支店 (国民生活事業) 028-634-7141
(中小企業事業) 028-636-7171
(農林水産事業) 028-636-3901
佐野支店 (国民生活事業) 0283-22-3011

【栃木県信用保証協会】

令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口

- ・本所 企業支援課 TEL: 028-635-2195
- ・足利支所 業務課 TEL: 0284-70-6339

【商工組合中央金庫】

宇都宮支店 028-633-8191
足利支店 0284-21-7131

【商工会議所】

栃木	0282-23-3131	宇都宮	028-637-3131
足利	0284-21-1354	鹿沼	0289-65-1111
小山	0285-22-0253	日光	0288-30-1171
大田原	0287-22-2273	佐野	0283-22-5511
真岡	0285-82-3305		

【栃木県商工会連合会】 028-637-3725

【栃木県中小企業団体中央会】 028-635-2300

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 (関東本部) 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321
 【中小企業庁】 栃木県よろず支援拠点 028-670-2618

25 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 関東農政局では、令和元年台風第15号、第19号被害における農業関連被害の相談窓口を開設しています。

【栃木県拠点 地方参事官ホットライン】 028-633-3114

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 宇都宮支店	028-636-3901
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
農林中央金庫 宇都宮支店	028-305-4912

- ◆ 農業・食品産業技術総合研究機構では、地方公共団体等の関係者、生産者の皆様からの事前と通過後の被害対策についての技術的相談に対応するため、強風と大雨被害に関する技術相談窓口を設置しています。

対象	相談窓口	連絡方法 (E-mailアドレスの(at)マークは@に置き換えて送信願います。)
果樹全般	果樹茶業研究部門 果樹連携調整役	E-mail: NIFTS_inq(at)naro.affrc.go.jp 電話: 029-838-6451
野菜 (露地栽培、施設栽培)	野菜花き研究部門 企画管理部企画連携室	E-mail: VF-kikaku(at)ml.affrc.go.jp 電話: 029-838-6574
農地・土地改良施設	農村工学研究部門企画管理部災害対策調整室	E-mail: nire-pr(at)naro.affrc.go.jp 電話: 029-838-8193
関東地域 (作物栽培)	中央農業研究センター企画部産学連携室	E-mail: carc-sangaku(at)naro.affrc.go.jp 電話: 029-838-8481
稲、麦、大豆の品種関係	次世代作物開発研究センター 企画管理部企画連携室	E-mail: www-nics(at)naro.affrc.go.jp 電話: 029-838-8260

そのほかの情報



26 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、各市町の社会福祉協議会が設置する以下の窓口にご相談ください。市町によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。
- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町	ボランティアによる支援の依頼窓口	問合せ先
宇都宮市	宇都宮市災害ボランティアセンター	080-2059-4003 080-1085-7811
足利市	足利市災害ボランティアセンター	080-2595-1652 080-8727-5312
栃木市	栃木市災害ボランティアセンター	080-1320-2925 080-2303-9455
佐野市	佐野市災害ボランティアセンター	080-8870-0867
鹿沼市	鹿沼市災害ボランティアセンター	080-6875-8734 080-6875-8737
小山市	小山市災害ボランティアセンター	0285-22-9501
那須烏山市	那須烏山市災害ボランティアセンター	0287-88-7881

- ◆ 以下の災害ボランティアセンター等は閉鎖されましたが、今後も引き続き必要な支援等については、社会福祉協議会で対応していますのでご相談ください。

下野市災害ボランティアセンター 0285-43-1236
上三川町災害ボランティアセンター 0285-56-3166
壬生町災害ボランティアセンター 0282-82-7899



そのほかの情報

27 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

相談窓口	連絡先	管轄
栃木県動物愛護指導センター	028-684-5458	宇都宮市を除く 栃木県内
宇都宮市保健所生活衛生課 環境衛生グループ	028-626-1108	宇都宮市